



15  
1218





カヲ也。凡ユクテヲユメク凡云コレヲトト通フ例ナリ  
並段ノ意トスルハ古意ニ  
アラズ

陸奥ヲムツト云ハ睦ノ字ト誤テヨメルカト云人アリイカ

小竹道冲問石見濱田家中

<sup>モチノク</sup>答ニチノクヲ之ノ國ノ意ト思ヘルニヤ古今集ナトモモチノク  
クニトアリコレハ之ノクニト云テハ同言ノ重ナリテ煩シキヤウナル  
ユニオノワカラカク云サレタルニヤアランサテ之ノ國ト云ナラヘルカラ  
轉テツヒニムツノ國云ナルヘシ。チトム。ツト自然ニ轉ルヘキ音ナリ又  
陸ノ字肆伍陸ト數ノ六ニ用ル字ナルユニムツト心得誤レルニ  
モアルヘシ

柏手カニハデト云ハ食事ヲカシハテト云ユニソノトキキヲ柏ユニニ云カ

柏手 答柏手ト書ク柏ノ字ヲ柏カニハニ思ヒヒカヘタルニヤソハ勝カニハテ夫ト云フノアル

ユニソノ言ヲ誤テ柏手ノ字ヘアテタルニハアラジカ柏手ト云  
名目古キ書ニハ見アメラヌヤウニ覺ユサレドコハイニタヨク  
考ヘズ

職原抄ニ左京ヲヒダシニサト訓リヒダリヲヒダシト云ヨモ古ヘ

モアルカ京ヲニサト、ヨムフイカ、同

答左京右京ノ京ヲニサト、ヨムハ御里ノ同シ京ナガラニヤコ  
ト云トキハ宮城ニカ、ル各ナリ宮所ノ意トバナリ又ニサト、  
云トキハ京中ノフニカ、ル各ナリ故ニ左京職ハ宮ノ城ノ  
フヲ堂ナル官ニハ非ス京中フヲ堂ナル官ナルユニニサトノ

ツカサト云ナリヒダリヲヒダント云ハ音便ニテ崩レタル言ニテ  
正シキ言ニアラス和名抄ニモ比多利乃美佐在臣佐ト  
コソアレ

神代ノ神ハ死セヌ<sup>ト</sup>カト思ハ又瓊々杵尊ナト崩ト  
アリ然ラハ国常立尊ナトモ死セリトセニカ死セル神ト  
死セヌ神アリテハイカ

同

神不死 答高天原ニ坐ス神ハ死ト云フナク常ヘナリ国坐神ハニ死  
セリ又天神トイヘ凡国ヘ降りテハ死ヲニカレズ天ト国トヲ  
以テ不死ト死トヲ判スヘシサテ既ニシストイヘドモソノ靈ハ留  
リテアル事ニテ時トメハ現身ヲモアラハスコトアリ此趣スベテ  
臆断ニアラス古事記書紀ニシルセシ證例ニツキテ云ナリツユハ

カリモ己ガ臆度ヲニシヘテ理ヲ以テ云ハ漢意ニオツル事ナリ  
人死スレバ黄泉国ヘユクト云佛ノ地獄ニユクニヨレルニ似タ

リ又魂氣天ニ上ルトヨレハ面白ケレ凡黄泉国ヘユク  
ト云ニ合ハズ此事イガ

同

答人死スレハ善人モ惡人モヨシノ国ヘユク外ナシ然ルヲ佛  
道ノ地獄ノ説ニ似タリトテ疑フハイカ、タトヒ地獄ト全ク同  
ニ趣ナリ凡ソレニサバル事ナシ神代ノ古傳何ゾ後世ノ佛  
ニハ、カラニヤ

惡人ハ地獄善人ハ天上淨土ニ生ルト云コレ吾道ト大ニ異  
ナリ彼レハ方便ノ佐リ言ナルユエニ善惡當悉ク理ニ叶  
ルヤウニカヘタリ又魂氣天ニ上ルト云モ漢國ノ人ノ理ヲ

考ヘテカニヘタル作り言ナレバイカヤウニモ面白ク云ハル、  
事ナリ

皇祖神ヲ祭レル社へ臣ノ位階ヲ授賜<sub>リ</sub>イカ、或人

位田ヲ寄ル<sub>ル</sub>ナリ其神ニ位ヲ賜ニアラスト云又或

人ソコノ社へ賜ハル位ニテ神ニ賜ハルニ非スト云共ニオボ

ツカナシイカ

答此事誰モイブカシク思ハル<sub>ル</sub>然レモ必ス然ルヘキ故アル<sub>ル</sub>

ナルヘシカレ考ルニ古語拾遺ニ天照大神者惟<sub>レ</sub>祖惟<sub>レ</sub>宗尊<sub>キ</sub>

無<sub>レ</sub>二因<sub>テ</sub>自餘諸神者乃子乃臣云<sub>ト</sub>アル天照大神ハ伊勢大

神宮自餘諸神トハ諸国ノ諸社ノ神ナリ<sub>レ</sub>諸国ノ神社ノ

中ニハ伊邪那岐命高皇產灵命ナ<sub>ト</sub>ヲ祭レル社モアレバ

ソレハ天照大御神ノ御祖也御父之然レモソレヲノ社ヲモル<sub>テ</sub>

子ナリ臣ナリトスルハ其社ニヨリテ尊卑アル<sub>ル</sub>ニテ必シモ

祭レル神ノ尊卑ニカハラス事ト見エタリ然レハ同<sub>ニ</sub>

天照大御神ヲ祭レル社トイヘ氏必シモ伊勢同<sub>等</sub>ニ卑カ

ラスソノ社ノホドクニ從テ其神ニ尊卑アル<sub>ル</sub>ハ位階ヲ授

タ<sub>ニ</sub>フモ其社ノ神へ授タ<sub>ニ</sub>フナリ

奥津弁戸ノコト 小竹條道冲問

答奥<sub>オキ</sub>ハ地下ヨ云海底ヲモ奥ト云ト同意ナリ弁戸ハ借

字ニテ下<sub>シタ</sub>方ナリ下<sub>シタ</sub>方ニ將<sub>ナレ</sub>卧<sub>ナレ</sub>具<sub>ナレ</sub>ナリ

南川文璞 菟野領主土方 近江守儒臣 神道ヲ問フニ答<sub>ル</sub>中ニ陰

陽ノ辨ノ内

オキウスタへ

ニツ世間ニハニツアルモノ多キナリ 天地日月男女昼夜水火  
ナドノ類ナリカクノ如クニツアル物ノ多キハコレニ古陰陽ノ理  
ナリトスルコトナシトモコレ全ク陰陽ノ理ニテ然ルニ非ズオノ  
ヅカラ然ルナリ 其コトハ一ツニ今一ツ加フレバニツナリ又一ツノ  
物ヲ一ツニセバニツナリトキハニツトナル故ニニツナル物ハ多クアルハツナ  
リサテニツナルモノヨリニツナル物ハ十ホ多クレトソレニハ人  
ノ心ウカヌナリ人ノ身ニテイハ目耳手足十トハニツアル  
凡頭モ鼻モ口モ臍モヒトツナリ若シ実ニ陰陽ノ理ナ  
ラバ萬物コトクニニツツアルハツナリ然ルニニツナル物モ  
アリニツナル物モアリ又コレニハニツナル物モアルハニナ何トナク  
然レバナリソノ中ニニツアル物ハ各相對<sup>ニ</sup>シカニハソノ口ハ又モ

ノナルニハニツアル物ハ多クハ及對スルガゴトシコレモ陰陽ノ理ニテ  
然ルニハアラズ本ニツトナル一ハ此ト彼ト異ナルニハ又ニツアル  
然レハニツナル物ハ必ス此ト彼ト異ナルハツノ一ナリサテタ  
ニツニメ他ナキニソノニツ此ト彼ト異ナルトキハ必及對スルハ  
ツノ一ナリ又必コレニツニハアラズ物モ及對スルニ似タル物  
ラハ強テ一雙ニスル事モアリトニカリニ陰陽ノ理ト云事ハモトナ  
キコトナルヲニツアルモノヘアテニタメニ設ケタル假ノ名ナリ

安永七年戊二月  
垂加流ノ神道ヲ問  
答垂加流神道の事 仰らまひ如くに佛をばきしひみて

ある合を以てゆるともそのかたより上ハ皆儒を合せて造り立ぬ左  
小室ハその小室部トてゆえん子けるを或人の問ひに付  
て磁を以てリムをいもゆる方部部をハ陽底の傷きの  
と一熱をたやほさるる何くたよんえん母無加流  
ちと如き唯一と稱するハ陰底の傷きの如一表ハ唯一  
あり熱を子のええざる故尔人皆其病をさす凡実ハ唯  
一と思へども裏ハおとしく傷の大熱をあらわされて終  
治の病又又木氏玉載集のり清君にひけ多くひゆ  
てて一向トてゆえんさるるにゆえん無加流のある  
あれれかしつかりる流くゆるる陰底の<sup>カチ</sup>病をすぬ  
うまひん

一

拙作直霊の熱流らよかたより悦ハしくなふこれよつ  
きんこの小室あ小室との安んハいごとこれ程うとく  
思ふゆ条部トてりにはけりハ誰もくも疑ひゆるにゆる  
ども小室あのおんとハ無きおとにゆえんあまの下  
考ハ多しより定め給小制法のすを交てせ如くやり  
人のあるべきかきりのこをて世をさるるゆよりあハ  
福ハ別尔あんらよこ一もゆゆるゆゆに無きゆゆを  
色ことんよ思ひゆ或ハけ天地のそ理ハかやしくちるおど  
人のあるハかやしく給を記を記われハかやしくある  
おそなるハ実ハ志れゆるとさるるく不海して己が  
んくおすこよりて安んをてゆハさるあはれ傷佛





有りものよしとかくぬらうきおよひなりとてしけあまの  
こころをて後ち去きゆくえん人しふもあのおんち  
るひちまゐるものとやるもせあんな無益の空備りて  
かあ人のほろりとさるとなりとやるもおのづかうより  
らせぬされきあまの神を神中のんえ然もたけ<sup>サセ</sup>城  
ありゆりぬほじくいふほど後やせめてもあんなり  
てハ人毎に業引せぬよにぬえく神佛等の癖を  
あたまかくの如く神をよあんとするなりとて  
のりハ業引しハ人も千百人の中一人二人ハ何れも  
ゆへとも只一人のきりて業引しハぬぬるハ人死  
後よいふぬかおそとてするもや一人毎ハんか

も然人人情はさるに然るべきるまはけを佛のそハ  
うくるとして遠りたてぬものほささ平生仏を信せ  
者も今ハのきりに及ひてハんほをき博くも  
それハ神をよあむくもまきおぬこせ人情の  
ほと然るべきとさるにぬ然るに神をよあきてけ人  
死後後いふよちるおれとやあんなぬくゆてハ人の業  
引しハりぬとてさるにぬ神をよあハ人ハ死ゆハ  
人も悪人もおしめてはるよと神をよあぬ善人  
よきとて生さぬるはぬくゆこれち去の教をゆくに  
ゆえ然るおかくのぬくゆとてハ儒者も佛者も業引  
ゆかたぬいゆとて又五人とて

はの佛のちのちとて中世の友の友にのちや  
兼引のちのちとて佛者ハけ生死のあを人懐か  
らへて面白く説きとて佛者ハ天地の道理を考へて  
はとて一がよのひるひる急天下の人をけ佛佛の  
説を學びて思ひて不信一居の友へ佛のあを  
とて言物ともあやとて國へ新との事して佛の  
へきとて記を考へて人善人兼引せよもの形く  
物ともてそとて記のしりぬるそ記とやとてハ  
たくり急ぐきとておとて佛佛の説ハ面白く  
も兼引ハ面白きやとてにけ方より他を考へて  
之佛のよとて上古か佛佛の如き説をしよとて

うめつあふさやとて佛のきとてきんぬきとて  
れはとて國へ新物との思ひてかたとて外の人を  
くこととて疑ふ人もゆりの理密を考へる人も  
へきてとてとて佛のきとて何もとてとて  
バ必のねなるもとて世に佛や佛ハさより  
きてるはとて佛のきとて佛のきとて  
佛のきとて佛のきとて佛のきとて  
一やもとて佛のきとて佛のきとて  
よとて佛のきとて佛のきとて  
は佛のきとて佛のきとて

をさるるもいふに世中ハもといひいふにぬれたぬれす  
にやうせそりきりきりよこそ久の儒のあこちなるも古の  
自然の抱こさひ新もさる天地自然のさるべき  
それをも阿しとて古の自然を志ひるハ返りて自然  
よそむり強するにひきけある其流をくむの庄周  
らとを始として自然をさむとしてみておのしよことさる  
あはれ自然の自然をたはたせたりとて世の中なる  
ふておとやうなるを候ひ人の身目を終るうの  
こり神さる大よそれとておひてすづ自然をさむ  
とするハいり世中ハ何るもさる神の志にぞあふ  
そ中一のおんいひけあん決定せりて神の志を

ざとするもいふに世中ハもといひいふにぬれたぬれす  
にやうせそりきりきりよこそ久の儒のあこちなるも古の  
自然の抱こさひ新もさる天地自然のさるべき  
それをも阿しとて古の自然を志ひるハ返りて自然  
よそむり強するにひきけある其流をくむの庄周  
らとを始として自然をさむとしてみておのしよことさる  
あはれ自然の自然をたはたせたりとて世の中なる  
ふておとやうなるを候ひ人の身目を終るうの  
こり神さる大よそれとておひてすづ自然をさむ  
とするハいり世中ハ何るもさる神の志にぞあふ  
そ中一のおんいひけあん決定せりて神の志を

佛一何してハかたきなるも何バ佛を以て治むべし是時  
其時の神を以て治むるも治むるも治むるも治むるも治むるも  
力を以て神の力よかんとするおとそくおとそくおとそくこの  
神を以て治むるも治むるも治むるも治むるも治むるも  
神その神はひとくもあつたはちかきものと申はけるよま  
なり物なるもその言はるは言はるは言はるは言はるは言はるは  
上古の世ハ神はあらむばして人々もよかるといふは言はるは  
治りやまむるもその言はるは言はるは言はるは言はるは言はるは  
神はあらむばして上古の世ハ言はるは言はるは言はるは言はるは  
かくの如く時を以て神はあらむばして言はるは言はるは言はるは

かたきなるも何バ佛を以て治むるも何バ佛を以て治むるも  
カミハいふくもなりぬも言はるは言はるは言はるは言はるは言はるは  
るも言はるは言はるは言はるは言はるは言はるは言はるは言はるは  
自然を以て治むるも言はるは言はるは言はるは言はるは言はるは

夷ト云言ノ意ハイカニ 小糸條道沖向

答邊之劍ナリ辺ハ斤ホトリヲ云ッレヲピト云例ハ濱ビ岡ビ  
ナドノ如之處ハアリカスミカカクレカナトノ例ナリサテノ加ノ  
及ナナリ又田舎ハ小辺之處ナリヲヒノ及井ナリ

塩土 塩土老翁ノ名義ハイカニ 同

知識大ワキニテヨク物ヲ知レル人ノ稱ナリワキハ羨稱  
ニテ例多シ

三カメキ

侍者ハイカニ

同

前ニハコ見竹寺ヲタケカニハワギニト云フモアレバク

鈴ノ起オコリハイカニ又佐那伎ハ鈴ノ一丸

荒木田經雅問大神宮八祿宜

鈴の起と未詳中づハ古語拾遺石部戸匠上後鐸のりりん  
えたうこことや始るんすそ七名を佐那伎といふ一記  
せりハハるむも鐸ハ古の記雄畧匠大伴ヌデ一奴豆とえ  
え又仁徳紀上須備とあるとすれぎといふハ何れもみ  
ま有思子に古語拾遺上著鐸之予とあるハさき  
き向ことよりかると然もハされぎハ鐸をほけいぬる予  
の名るもハ度成ハる得りて鐸の古名のより一記せり

やさねぎのちこそりやうハハさるなまぎ畧りるなるべ  
さうハハさるどと目ドくて鳴るなりひさるハるサ羅るや  
のサ羅もて鐸をほけいたる予もておをたげハさくといふ  
有にさるぎの予とハりあや

麻笥

古書ハ麻笥と桶とを通ハしてあることあり

け依りて 曰同

桶ハ形の麻笥と同一き有ハ通ハしてをけといふるべ  
大神宮神宝の麻笥ハ木ノ寮或ハハるハ鐸もて他ま  
るおろすそ形も下のまたりたるおろそニ合と何れは  
蓋も何るとんしてさきて桶とハハしく異られとも古  
へより桶と同形なるもみりやんこの里の何ことあり

麻をこきりこきり入る器ををこげとひいて長さ一尺をくり経七八寸  
形□如けし桶の如し曲物之是と古よりある形を  
うさして桶ハ今ハ厚さ板をたたくて作るを竹の端を  
かく免れど中ひはめで曲之の之とて取らるるて職人  
合樽お師のあたはたむる桶なる水に新えられバ自をこき  
こきかけひれてりき出れ樽お師のあたよりこき  
りれてるる諸るも曲物なる左の縁縁さり縁は昔  
純曲おの桶ハ右よりをこけと同一形なるべし

国生  
儀式帳所撰大土社の神を国生神とも大国土  
とも又々大國玉姫とも中ひとてまぎらハ  
け俊いり  
同同

大土国生大國玉とも同との神名之國生ハクニナシト訓べ  
其國を徑管成ト云ひし神ナリ玉とハ上代ハ一縣一郷  
けと能ふももらひはれハそ地ト云國生の神ハ者ト  
大土神とも中ひも地との土地を徑管ト云ひしナリ神  
神号之國玉のよハ古の記傳ハノ五ノ下十一ノ下ノ下  
いへる如くとも同之故ト詔ふに其玉の神社多し  
ナリ又大國玉比賣ト云ハ其國の大國玉神の妃とも  
いへるれど度令の大國玉比賣なるは女神ト云其  
國徑管の神と云ふ中り又云湯社神大土師社神と  
ト云ハ右地之意ナリ

崇神紀  
神宜

崇神紀玉葦鎮石云云法室主也トアルけ詔の意

イカ、  
答タニモシツカシ。イワモビトニツシ。ニタ子ノウマシカシ。オシハシ。  
ウツシカシノソコダカラ。ニタカラヌシ。ヤニカハノミク、ニタニ。シツメ  
カケヨ。ウマシカシノソコダカラ。ニタカラヌシ。如此訓べし今本  
ノ訓ノ下、ニテハ美我ヲナサズ凡テノ意ハ鏡ト玉トヲ以テ出雲臣  
コレヲ祭ルベシト云ナリ。コソツカシハシヅキヲ延テ云ナリ玉藻シツ沉シツキ  
嚴藻トウケタリイッハ清浄ノ意ナリ水底ニ沈ミ在テ清浄ナル  
藻ヲ云ツケナリ。真種ノ意未考。ホシハツレハ鏡ヲ押振  
リ上ケテ祭ルナリ。ソコダカラハ至極ノ寶ナリ凡テ物ノ至リ  
極ル処ヲソコト云ナリ。シメカラヌシハ宝ノ最上ヲ云コシニナ  
鏡ヲホメ云ル詞ナリ。御魂ハ御玉之。コソツメカケヨ玉ヲ鎮メ掛

ケテ祭ルナリ。以下ハ又玉ヲホメタル詞ナリ。鏡ト玉トヲ對  
ニテホメ云ル詞ヲヨク味ベシ。

倭文神 神代紀ニ出タル倭文神ト建葉槌ト別神凡

一神カイカ、 小竹條道冲問。

答一神也倭文ニハシドリト訓べし訓注ノ圖ノ字トノ假字ニ  
用タルナリサテシトリハ後取ニテ徑津主神ノ殿後神ナリ  
殿後シシヲシトリベシ云コレナリサテ建葉槌ハ其名之

ウチ橋 赤橋ト云名ノ意ハイカニ 同問

後橋ナリ是ハ尋常ノ橋ノ如クニ同所ニ定メテカケ  
オク橋ニアラデ時ニ臨テ何方ハナリモ後シモテユキテカク  
ルユエノ名ナリ赤渡ス橋ナリト云説ハ聞エズ

天壓神

神武紀ニ天自皇ヲ天壓神ト申セルコトアリ此稱ハイ

答其頃大和國人ノ云ル稱ト聞ユ其意ハ神武天自皇ハ天神ノ  
御子ト名告テ大軍ヲ以テ大和へ上リ來坐テ其御勢ヒノ盛  
リニメ歎ヲ破リ玉フ事物ヲ壓カ如クナルユ正ニ大和ノ國人イタ  
ク恐レテカクハ申セルナリアメノオシガヒト訓ベシ住ニ壓者  
歎ヲトアルハ言ノ居リタル言ヲ以テ注スル例ナリアメオスノ  
神ト訓ハヒガ事ニ

祝部

祝部ト云谷義ハイカニ

荒木田徑雅問

答ニツイムヲイハフ氏ユニハル氏云へハイハフヲイハフル氏云ベシ  
ユニハルト通音ナリ然レハハフプリハイハフリノイヲ畧ケルニ

テイハピト云ニ同シ神ヲ禰ヒ祭ル人ナル由ニ

荒魂和魂

荒魂和魂ノ義ハ如何

同人問

答ニツ古言ニアラトニキトラ對ヒイヘルニ種々ノ意アリソハ  
物ノ生レルニニテ未タ修理ヲ加ヘヌヲアラ某ト云アラキト云サ  
テニギト云ニ熟ノ字ヲ書ルハ日本紀ニ熟此ノアラノ反對ニメ  
生熟ノ義又麁妙和妙ノ類ハ麁精ノ義ナリ又物ノ間  
隙ノ一ドホニアキタルヲアラキト云大間麁篋アラサテサテ篋ハ  
物ノ稠ク多キヲ云へバコレ右ノアラキノ反對ニメ稠密ト  
麁疎トナリ又波凡ナトノサワグヲアルト云ヒシツニル  
ヲナグナキトニキトト云コレ動靜ノ義ナリ又遠トホ放サカり行テ依ヨリ  
附ツヌヲアラフルト云五葉ニアラフル令キ散ルヲアラクルト云コレヲ

アラフル  
テ九ウ  
ノ九ウナ  
ハ八ウナ  
六ヲ



モ動散ノ義ナリ又ニギニ和字アラニ荒字ヲ用ルモ思フ  
ベシカリノ如ククサクノ義アレモヨク思ハバニナワキクニ  
轉レルモノニテ其本ハ皆一ツ意ニオツメリサテ古書ニ荒  
魂和魂ノ事ヲ云ルヲ考ルニ神代紀大穴持命ノ幸魂奇  
魂ト向答ノ段ト出雲國造神賀詞ニ大三輪ヲ此神ノ和魂  
ナリト云ルトヲ合テ見レハ幸魂奇魂ハ共ニ和魂ノ徳用ナリ  
幸魂奇魂ヲ荒魂和魂ニ  
アワルハ大ニニ女説ナリ  
サテカノ向答ノ意ヲ以テ見レバ和魂ノ和ハ  
カノ精麁ノ精ノ義又生熟ノ熟ノ義又疎密ノ密ノ義ナド  
ニ當レリ又神功紀ニ和魂服王身而守壽命荒魂為先  
鋒而導師船ト見ユ出雲凡士記ニ大神之和魂者靜而  
荒魂者皆衆心依給云ト云ルナドヲ以テ見レハカク波風ノ

動ルト靜トノ義又荒魂ハ放行義分散ノ義ニアメリ然レ  
ハ右ニアゲタルアラニキノ種々ノ義ヲカレコレ通ハシ合セテ心  
得ルトキハ和魂荒魂ノ意モホノヅカラ明ラカナリ○サテ神  
ノ御靈ヲ和魂荒魂トニツニ分ケテ對ヘテ云フハ其徳用ヲ  
云フ時ノ事ニコソアレ全骸ノ御靈ハ必シモ此ニツニ限リテ分  
レタル物ニ非ズ譬ヘバ御靈ノ全骸ハ火ノ如ク和魂荒魂ハ  
其火ヲ薪ト燭トニツニ分ケテ燃スガ如クサテニツニ分ケテ燃ストイヘ  
氏本ノ火モホ本ノツニテ燃テ幾ツノ薪幾ツノ燭ニ移シ分  
ケテモ同シ事ナリ必ニツニ限ル物ニアラス然ルニ一ツヲ荒  
魂ト云ル事ノアレハトテ今一ツヲ必推テ和魂ト定ムルハヒ  
カ事ナリタトヘバ大和ノ三輪ハ大穴持神ノ和魂ナルニヨリ

テ出雲ノ杵築ヲ推テ荒魂ナリト云ニガ如キハアタラヌナ  
リ是レワ新ノ火ヲ見テ其餘火ハ燭ノ火トセンガ如シ杵築  
ハ全躰ノ御靈ニメ荒魂ト云モノハ非ズ又伊勢ノ荒祭宮  
ハ天照大御神ノ荒魂トアレヒ本宮ヲ和魂ト申セルヲハナシ  
コレニ夕本宮ハ全躰ノ御靈ニメ本ノ火ノ如クナレバナリ又右ノ  
荒祭宮モ大御神ノ荒魂ナルニ神功三津國ノ廣田ノ社ヲ  
モ天照大御神ノ荒魂ナル由見エタリ是レヲ以テ一ツガ荒魂  
ナレハトテソレニ對ヘテ今一ツヲ推テ和魂トハ定メカキナ  
ラ知ベシ同シ新ノ火モ幾ツニモ命ルベキガ如シ又三輪ハ大  
穴持ノ和魂ナルニ同郡ナル狹井神社ヲハ神祇令ニモ大神ノ  
荒魂ト云リコレ和魂ナルニ輪ノ神ニモ又荒魂アリ燭ノ火

ヨリ又分ケテ又新ノ火ニナルガ如シカクノ如ク大和國ニ和魂  
モ荒魂モ坐セ凡出雲ノ杵築モ又同神ノ御靈ナレバ本  
ノ火モナホ本ノ如ク燃ルガ如シコレヲ以テ御靈ノ全躰ハ  
必シモニツニ別レテソレニ限レル物ニ非ル事ヲサトルベシ

明衣 明衣ト云物ハイカナル衣ゾ 或人間

答漢國ニテ宗苗ノ祭ニ次米ヲ明染ト云酒ヲ明水ト云又  
喪葬ノ器用ニルテ明器ト云旌ヲ明旌ト云然レバ明衣モモ  
ト此義ナリ漢國ニテハ祭祀ト喪祀ト喪葬トヲツニシテ分  
日サノ十八  
明器明衣  
千ナキユニ兩方ヘワタルナリ 論語ニ明衣以布為沐浴衣  
也ト云ヒ唐ノ六典ニ凡國有大祭祀之礼云々皆前習礼  
浴並給明衣トアリコレヲ見ルニ祭祀ノ衣ト沐浴衣トニ義

アルヨリテ沐浴ノ淨清ニナリテ着ル意ト思フ人アレドサニ  
ハアラズ祭祀ノ明衣ト沐浴ノ寸ノ衣ト其色モ裁制モ同シヤウ  
ナル物ナルエニカノ祭祀ノ方ヨリ轉テ沐浴衣ヲモ明衣ト云ナル  
ヘシサテ御國ニテ祭祀ニ用ル明衣ハカノ漢國ノ祭祀ノ明衣  
ヲトレルナリソレニツキテ此衣上代ヨリアリシヲ後ニカノ漢ノ  
明衣ノ字ヲ借テ當テタルカ上代ニハナキ物ニテ本ヨリ漢國ニ  
ナラヒテノ制セル物カ未詳昔ヨリタゞ明衣ト昔ニトナヘテ訓ノ  
ナキヲ思ヘバ本ヨリ漢ニナラヘル物ト見エタリ神樂歌如ニス  
ヘテ神ハヨキ日ニツレハアスヨリハアケノ衣ヲケゴロモセントヨメルハ  
明衣ト聞エアケノ衣トヨメルハ字ニツキテ云ルニ古名トハ聞エズ  
サテ和名トニ內衣ト云ハ漢國ノ沐浴衣ノ方ニツキテユクカ

夕ビラトハ云ルナリ祭祀ノ明衣ハユカタビラトハ云カタシ忌惟ノ意トモ云ヘケシ  
アトス西宮記ニ明衣古人沐浴之外不服之ト云ルモ沐浴ノ方ノ  
明衣ヲノミ思ヒ玉ヘルナリ

内人 伊勢神宮ニ大内人小内人ト云アリ内人ノ名義イカハ

同問

答書紀ニ錦足公ヲ内臣トシタニフアリ又統紀天平勝宝元年又天平宣

統紀九七六  
テ内物部ニ命

大伴氏ヲ内兵ト称スルナリコレニテ殊ニ親ニシタマフ由ノ称ニ  
然レハ内人モ大御神ニ殊ニ親ニシク仕奉ル由ノ称ナルベシ

安永八年己亥

小篠道冲問

撞賢木

神功紀ニ撞賢木嚴之御魂ト云義ハイヤ、

卷撞ハ借字ニテイツキサカキ意ニテイッ枕詞ナリイッ四殿ハ清  
浄ノ義ナレバ清浄ニイッ賢木ノ由ナリイッハ元イッ嚴イッ檀イットドコナリサ  
テ嚴之御魂トハ天照大神ハ伊邪那岐大神ノアキ原ノ  
御禊ニ成出タマヒテ清浄ナル御魂ナル由ノ御秘ナリ

アツヒ同紀アツヒノ罪ノ事如此キ事ハ後世モアルベキソノ  
時必シモ常闇ニナラヌハイカニ 同問

答コレハ常人ノ事ニアラス神社ノ祝イッナル故ナルベシニ祝者共合葬  
祝ト云ルヲ以テ知ルヘシコシ祝ナルコトノ四派ナリ然レバ後世トモ神  
社祝二人一ツ葬ラハ常闇ニナルコトアルベシキモアラズタトヒサル  
コトアルコト常闇ニナラズトモ此段ヲ疑フベキニ在ズ此段ノ趣モ  
神社ノ祝二人一ツニ葬レバ決テ常闇ニナラズト云事ナシト云



ニハアラズ其時ノ神ノ御心測リガタケレバ決メハ云ガタシ  
神ト云名義ハイカニ又御国人加エト唐ノ鬼神ト  
全ク同シキヤ異ナルコトアリヤトニカクニマギラヒツバラ  
ニ示シタマヘ 荒木田経雅問

神義 答カコノ名義年来相考ヘ候ヘ氏未思得ソロ曰説ハ皆非ナリ  
サテ神ト唐人神トハ大由ハ同シキコトニ此字ヲアワ然レトカコト  
唐ニ云ス神トハ七八分ハ同シクテ二三分ハ異ナルコトアリ然ルヲ  
古來タ、神ノ字ニ未女子テ全ク同物トノ心得テ異ナルコト  
アルコトヲ考ヘズ今テソノ異ナルコトヲイハ、易ニ陰陽不測ヲ之  
謂神アルハ氣之伸者為神、屈者為鬼ト云ルタグヒコシラ  
ハ神ト云物ノ現ニアルニハアラズ不測ナルコトヲサシテ云ヒ氣之

屈伸セル処ヲサシテ云ルノミナリ故ニ人ヲホメテ神聖ナド云トキノ  
神ノ字モタ、神冥不測ナルト云ルニテコソアレ其人ヲ直ニ神ト  
云ニハアラズサテ皇國ニテ云カコハ実物ヲ称ニ云ルノミテ物ナキ  
ニタ、其理ヲサシテ云ルハナキナリサレハ唐ノ見ヨシ神道ト云  
ルモ神冥不測ナル道ト云意ナルヲ御國ニテ神道ト云神  
ハ実物ノ神ヲサシテ云リ又社ニ祀ル神ノ御靈ナドヲカコ  
ト云ハ実物ニハアラズニ似タレモ是モ其御靈ヲ直ニ指テ  
カコト云ナリ唐ノ如クソノ靈ナル処ヲ云トハ異ナリ故ニ皇國  
ノカコハ<sup>カコ</sup>ハ<sup>カコ</sup>言ニ用ヒテ用言ニ云ル事ナシ唐ノ神ハ體言  
ニモ用ルナリ故ニソノ用言ニ云ル神ノ字ヲハアヤシキ訓テ  
カコトハヨズサテ又御國ニテハ人ノミニアラズ龍雷ノタクヒ

或ハ虎狼ナドノ類ニテモ凡テ神冥アルモノ可畏物ヲミナシ其  
現身ヲカコト云又生類ノミニアラズ山川海ノタクヒニテモ神  
冥アル又可畏ヲハ直ニ其物ヲ指テカコト云唐ニテモ右ノ  
類ヲモ神冥ナルトアレバ神ナルトハ云ヘヒソハ其物ヲ直ニ  
神ト云ニハアラズテ神冥ナル由ニ云ノ意ナリ右ノタクヒ其實  
物ヲ直ニ神ト云コトハ唐ニハナシ是又異ナル処ナリ右ノ外ニ  
或ハ山川ノ神何ノ神何神ト云類ハ皇國ノカコトカハルナシ  
垂仁紀ニ新羅王子天日槍ガ持来リシ室中ニ熊神  
籠一貝トアルハ如何ナル物ソ 或人尙  
答久麻比母呂紀ト割ベシ久麻ハ隈隱ナド、同言ニテ  
隱レユモリテアラハナラズ事ナリサテヒモロギハ韓國ニテ

熊神

籠

或人尙

神ヲ祭ルニ其神躰ヲ安置スル具ニテ佛像ヲ安ズル厨子ノ如クナ  
ル物ナルベシ其制ラヒラアリテ内ハアラハニ見エズコモ隠レル故ニクニヒ  
モロギト云ナリサテ如此キ物ハ皇國ニハ多キモノニテモト元ヨリヒモロギ神籬  
ノ類ニハ非レド神躰ヲ安ズル物ナルユエニヒモロギノ名ヲ借テ皇  
國ニテクニヒモロギト称セシナリ  
繼躰紀ニ倭彦王云々道山登ヲ道ヲニゲホトバシリト  
訓リイカナル意ゾホトバシ小竹條道冲問  
ホトハ俗言ニアハテフタメクト云フタニ同シフタメキ走ルキリ  
妹許イモガリ吾許ワガリナトナカリハ如何ナル稱ゾイモガリ田中道麻呂問  
答妹イモガリハ妹イモガカリヲ約メワガリハ吾ワガ之ハカリヲ約メタル也

許ガリ

ホトバシ

リハヲ畧キカガフガト約メ云ナリサテハカリトハ後撰集ノ哥。  
イヅコヲハカト君ガ尋子シトアルハカト同クテ行クアテ処ヲ  
云ナリ妹ガリハ妹ガ処ヲアテ処トメ行ナリワガリクルハ吾  
処ヲアテ処トシテ来ルナリ故ニ此ガリト云言ハ凡テソノ行サキ  
ノアテ処ニノミ云テ其ヨリ行コトヲバ云ハズタトハ甲ガ処ヨリヒガ  
処ヘユクヲヒガリ行ト云テ甲ガリユクト云事ハナキナリ又オ  
チクボノ物語ニ妻ノガリイクトアルタグヒノガリトノヲ添テ  
イフモモト諺リナルベシ  
春ベト云詠ノミアリテ夏冬秋冬冬ハ云ハ又ハイカニ  
田中道麻呂問  
答フ古ヘ春ベトハ草木ノ榮ユルコトニノミ云リト見ユサレバ春

春ベ

榮ノ約リタルルベシ故ニ夏秋冬ニハイハ又詞ナリ

ヒトゴロフ

僭ノ字ナドヲヒトゴロフト訓ムハイカナル義ガ

答フ等比ノ意ナリタトハ天子ノマ子ヲシテ天子ト等ク比フ

ナリコホフハ其位トヒトシキホドナル意ナリ

答ウツトウタト通音ナルハ疑ヒナシノ意ナリ皇極紀ニ勝定之

ウツナシ 定<sup>又決ノ字</sup>字ヲ日本紀ニウツナシト訓ルハイカニ 同 同

答ウツトウタト通音ナルハ疑ヒナシノ意ナリ皇極紀ニ勝定之

答<sup>時</sup>フリ延ナルハ延ハ間断ナク長ク續ク意ナリ

神代紀一層ニ軒具突智娶植山姫云コトアル是ハ同

母ノ兄弟ナリイカ

兄弟婚

答同母兄弟ノ婚ニ然レハ迦具土神ハ惡神ニテ御母神ヲ

燒殺シ奉レリ故鎮火祭祝詞ニモ御母神ノ御言ニ心要子ト

詔ヘリ<sup>カ</sup>此婚ハ通例ノ事ニ非ス惡行トスベシ

神代下卷ニ鹿茸津姫ヲ天神取女大山祇神所生

兒也トアルハ諸説ト異ナルハ大山祇神トノコイヒテソ

ノサトノサトイハザルサ字脱タルカ

答鹿茸津姫ハ古事記ニモ書紀ノ一書共モ皆大山祇神

ノサトノコイヒエテ異説ナキヲコニ天神ノサトセルハ傳ヘノ

ニギレツル物ナルベシハ途々藝命ノ大山祇ノ女ヲ取女テ火分手

見命ヲ生マセルヲ謠リテカクツタヘタルニテ御母子ノ系圖ノ

ニギレタルナルベシ





おきまらり 神は多岐にわたる人のうへへそんぶべしとて  
よき人としてしむるよりよき人としてしむることをいひて人  
の多岐にわたるものも必ち多岐にわたるべし又阿比岐人といふ  
はまきよりよき人といふもまきよりよき人といふ一概にばはる  
がらまきがまきとされば宗神天皇の御代も大穴牟遲  
神孫御んよりて疫をおこししも阿やむはまきより阿比岐  
まきよりて世にわたるにまきよりなるは福津日の神  
皇よりなることをまねばけ大物主の御んよりて疫を起し  
へるもそのまきより福津日の御んよりて疫を起し  
まがまきと皆この例をもてまきよりて大物主神は  
は神の長よりまきよりて八百萬神を帥むはその神の

神々に命令して疫をおこさるべしとてその  
命令を兼て疫をおこす六つのまきよりて疫をおこすまきとを  
まきよりて一種の邪神ある又よきまきよりて神も阿比岐  
まきよりて命令をうけておこすまきよりて神も阿比岐  
まきよりて他神の命令をうけるまきよりて神も阿比岐  
まきよりて疫をおこすまきよりて神も阿比岐まきよりて  
阿比岐まきよりて疫をおこすまきよりて神も阿比岐まきよりて

疫神を祭す 又同今の世疫病あるとてそのまきよりて神も阿比岐  
まきよりて神も阿比岐まきよりて神も阿比岐まきよりて  
防くよは通遼食祭の例よまきよりて神も阿比岐まきよりて  
神天皇の御世のまきよりて神の御代よりて

神のちりし思ふこととやむ

答ふ神出<sup>タ</sup>神を迂却するも通御食祭も宗神天皇は  
神世のありもそのつらきことしつらきことみ<sup>神</sup>を  
世の今も疫病を志つめむとてまつらんよその本を以て  
世は福津日神をも多<sup>タ</sup>まつらんよその時よとて何  
世の神よすれぬつらきこととやむその時よ  
神を多<sup>タ</sup>まつらんよその時よ又他神の令言令文にて疫を  
ふ神をもほほむべし中<sup>ノ</sup>夜をふせぎやと  
ふべき神をもほほむべしその時よき神をまつ  
ついでほつる神は定まるべし又おし<sup>ホ</sup>を防く  
ゆよある哉却け志つむとやむ<sup>ホグ</sup>禱<sup>コバ</sup>詞よとてまつらん

年改玉王

あるりしをまつる神よはつらきこととやむ

又同須依之男神を牛頭天王と号し疫神と  
志すまつる疫神を防きまつらん神ちりし思ふ  
答年改玉王と号神号は例の御家より出ぬるたは  
よおよびたさし須依之男神を疫神とて多<sup>タ</sup>まつらん  
よとてまつる神に坐して天照大神神をまつらん  
またつらむる世の神は福の元首の神なれはその  
はきくはつらむるたさし神の御神を多<sup>タ</sup>まつらん  
神を防きまつらん母とつらむるをまつらん  
神のあつらむるその時よとては福は日神神  
又同世よとてまつらん志むるを命之神

といひたふ事え志あるを福の神といふことすらも別上  
其神の者いふはくぞその志のち志ある神靈をいふ  
なるべし  
答然しつれの神よすれ然く志ある神をさうして  
へ一他人をさるゝある神はつし加う志あるものをさ  
やをれ神もるさうきたにあらむ

又問 他神の神いふありきりし 悪神なるべし  
こもも 福は神の神矣とやせむ け病はもの  
くあつるもらづべ 又一多ひ病をあらば二疾とや  
はあおとるど他の病としかうていとあらむい  
答 問のふとくけ病は古くはちのうりしうけ神もとかあ

より事 神なるべしりるく ちあなるうつれはか  
あへもと他より事なるべし ちあなるうつれはか  
こも神の神志をさして ちあなるうつれはか  
いつれ神志の神よはむをいふ ちあなるうつれはか  
神はあなるり ちあなるうつれはか  
くくくやちあなるり ちあなるうつれはか  
こも神志なるべし ちあなるうつれはか  
かぎくその中に ちあなるうつれはか  
とい神の神志をさるべし ちあなるうつれはか  
るべしと神志なるべし ちあなるうつれはか  
神志をさるべし ちあなるうつれはか



いふく考へんともまかくはつてうききりたる  
答さつていハ在<sup>サイ</sup>罷<sup>ヒ</sup>之因幡国より上京在<sup>サイ</sup>安<sup>ニ</sup>の者をいふ  
たもべし其のハ賦役令等より知<sup>レ</sup>下<sup>ル</sup>られしよりして三振  
上<sup>ニ</sup>のハ官衛令たり兵衛衛士の在<sup>サイ</sup>國<sup>ニ</sup>よりるに  
上<sup>ニ</sup>のハ上番といへば在<sup>サイ</sup>京<sup>ニ</sup>たりるをもちやぬといひし  
さてサイハムといひしとサイワガヒといひ番をいハワガヒ  
といひたれどもあまふいあらるべし左<sup>ニ</sup>膳<sup>ニ</sup>倉<sup>ニ</sup>在<sup>サイ</sup>江<sup>ニ</sup>戸<sup>ニ</sup>を  
いふたれといふつゝい<sup>ハ</sup>番<sup>ニ</sup>長<sup>ニ</sup>之<sup>ハ</sup>番<sup>ニ</sup>長<sup>ニ</sup>ハ令<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>の左右兵衛尉  
の官負<sup>ル</sup>るれども後<sup>ニ</sup>は左右近衛府上<sup>ニ</sup>属<sup>ス</sup>して職<sup>ニ</sup>を抄  
上<sup>ニ</sup>近衛舍人<sup>ニ</sup>中<sup>ニ</sup>探<sup>ニ</sup>用<sup>ス</sup>之<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>白<sup>ニ</sup>王<sup>ニ</sup>執<sup>ニ</sup>政<sup>ニ</sup>者<sup>ニ</sup>給<sup>ニ</sup>兵<sup>ニ</sup>仗<sup>ニ</sup>大臣<sup>ニ</sup>及  
左右大将<sup>ニ</sup>必<sup>ニ</sup>召<sup>ニ</sup>仕<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>といひて騎馬或ハ歩<sup>ニ</sup>行<sup>ニ</sup>しては佐<sup>ニ</sup>を

ある者<sup>ニ</sup>然<sup>ル</sup>に今<sup>ニ</sup>ワガヒ<sup>ニ</sup>ヲサ<sup>ニ</sup>といひしとび<sup>ニ</sup>してワガヒとい  
いひし又<sup>ニ</sup>在<sup>ニ</sup>といひしハ京<sup>ニ</sup>の人<sup>ニ</sup>な<sup>レ</sup>ば<sup>ハ</sup>番<sup>ニ</sup>長<sup>ニ</sup>といひしと平<sup>ニ</sup>な  
れた<sup>ハ</sup>法<sup>ニ</sup>の<sup>ハ</sup>人<sup>ニ</sup>在<sup>ニ</sup>京<sup>ニ</sup>といひし職<sup>ニ</sup>を<sup>ハ</sup>勅<sup>ニ</sup>ある<sup>ニ</sup>を<sup>ハ</sup>某<sup>ニ</sup>の  
在<sup>ニ</sup>長<sup>ニ</sup>といひしを<sup>ハ</sup>畧<sup>ニ</sup>して<sup>ハ</sup>在<sup>ニ</sup>長<sup>ニ</sup>といひしを<sup>ハ</sup>さ<sup>ニ</sup>る<sup>ニ</sup>べし  
在<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>京<sup>ニ</sup>といひしその職<sup>ニ</sup>後<sup>ニ</sup>は<sup>ハ</sup>在<sup>ニ</sup>を<sup>ハ</sup>い<sup>ニ</sup>て<sup>ハ</sup>右<sup>ニ</sup>二<sup>ニ</sup>つ<sup>ニ</sup>の内<sup>ニ</sup>時代  
の<sup>ハ</sup>在<sup>ニ</sup>も<sup>ハ</sup>い<sup>ニ</sup>て<sup>ハ</sup>思<sup>ニ</sup>ふ<sup>ニ</sup>後<sup>ニ</sup>の<sup>ハ</sup>方<sup>ニ</sup>なる<sup>ニ</sup>へ<sup>ハ</sup>い<sup>ニ</sup>る<sup>ニ</sup>お<sup>ハ</sup>姓<sup>ニ</sup>く

又<sup>ニ</sup>同<sup>ニ</sup>書<sup>ニ</sup>紀<sup>ニ</sup>欽<sup>ニ</sup>明<sup>ニ</sup>卷<sup>ニ</sup>十<sup>ニ</sup>三<sup>ニ</sup>年<sup>ニ</sup>敏<sup>ニ</sup>達<sup>ニ</sup>卷<sup>ニ</sup>十<sup>ニ</sup>四<sup>ニ</sup>年<sup>ニ</sup>ち<sup>ニ</sup>と<sup>ハ</sup>此<sup>ニ</sup>の  
も<sup>ハ</sup>い<sup>ニ</sup>き<sup>ニ</sup>を<sup>ハ</sup>さ<sup>ニ</sup>る<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>國<sup>ニ</sup>つ<sup>ニ</sup>其<sup>ニ</sup>の<sup>ハ</sup>案<sup>ニ</sup>と<sup>ハ</sup>他<sup>ニ</sup>の<sup>ハ</sup>佛<sup>ニ</sup>崇<sup>ニ</sup>す<sup>ニ</sup>  
者<sup>ニ</sup>勝<sup>ニ</sup>者<sup>ニ</sup>を<sup>ハ</sup>ま<sup>ニ</sup>が<sup>ハ</sup>地<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>され<sup>ニ</sup>ど<sup>ハ</sup>つ<sup>ニ</sup>い<sup>ニ</sup>ハ<sup>ハ</sup>國<sup>ニ</sup>つ<sup>ニ</sup>其<sup>ニ</sup>の<sup>ハ</sup>所<sup>ニ</sup>稜  
威<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>は<sup>ニ</sup>い<sup>ニ</sup>て<sup>ハ</sup>佛<sup>ニ</sup>ハ<sup>ハ</sup>用<sup>ニ</sup>ひ<sup>ニ</sup>ら<sup>ニ</sup>る<sup>ニ</sup>す<sup>ニ</sup>き<sup>ニ</sup>を<sup>ハ</sup>さ<sup>ニ</sup>は<sup>ニ</sup>ら<sup>ニ</sup>ら  
で<sup>ハ</sup>佛<sup>ニ</sup>を<sup>ハ</sup>も<sup>ニ</sup>さ<sup>ニ</sup>る<sup>ニ</sup>ふ<sup>ニ</sup>ら<sup>ニ</sup>と<sup>ハ</sup>なる<sup>ニ</sup>も<sup>ハ</sup>あ<sup>ニ</sup>る<sup>ニ</sup>福<sup>ニ</sup>津<sup>ニ</sup>日<sup>ニ</sup>其<sup>ニ</sup>の

法を説くがなるるの論なき物なりと云ふはより佛  
像のたゞとあるこそなる候

答申考のこく福は日神の法に既に福の日神は  
神といふをたゞく佛の崇何を疑ふ不足らんんて  
佛のそやよき母く異異阿もみれ神の志にさるは  
疑ふよきなりと云

又問先他よりてハ神は神は志にさるること候  
志をばをばはよきとハ平地陰陽の靈としハ天の  
くくハ佛と名を付てくるはのも神なりと云  
と云れ教をばく神説はありもきなること  
おハ神と名を付ける佛像の国つ神と云く

多しとあるは

答おハ神と名を付けるはよきと云はれ何おもはきよも  
是れて世よきなり神すくくもあのおハハみる福は日  
神は神と名を付けるはよきと云はれ神と名を付ける  
始すくも二千餘年を言ふはよきと云はれ神と名を付  
けるはよきと云はれ又福は日神の法に既に福の日神は  
神といふをたゞく佛の崇何を疑ふ不足らんんて  
佛のそやよき母く異異阿もみれ神の志にさるは  
疑ふよきなりと云

ついでに法よりしき法始まらんおともたくりがしきと  
ひ後上又さることありても天照大神の正なる盛衰に  
そわれことなす存して減ふこと疑しあはくし  
又同種家大臣の奉詔禮拜石像乞延壽命  
も者おとくに早よるを祈りて病を祈りて  
を祈りて病を祈りて病を祈りて病を祈りて  
公も用ひあひ大内よも病を請て祈禱ありて  
者ちよも臨終つこと疑しあはくし  
しことされとそは針狂人のたしくお佛を  
はらひあはる悪人の富太山はらひよて日の物を  
これにこそこの法陀の形よるおれとのあひ如く

代て佛法よりしき法始まらんおともたくりがしきと  
思へと実よ六強も何もなきと思へと仏像  
の出来と者しき法よりしき法始まらんおともたくりがしきと  
へイボの立釈した長坊へ疑しあはくし  
あはくしあはくしあはくしあはくし

答に仏法も何もなき法始まらんおともたくりがしきと  
志るしき法よりしき法始まらんおともたくりがしきと  
又同さる志るしき法よりしき法始まらんおともたくりがしきと  
神の内志るしき法よりしき法始まらんおともたくりがしきと  
そはあはくしあはくしあはくしあはくし  
名を設けあはくしあはくしあはくしあはくし







のよとをいふ今日の人のよとされはばふに聖人と云神の出て  
其のよとを他する人するをよ人の作生れ及るといふ事  
聖人の如きは神とれとも人なりをよその他する人の  
他するくまとして神とれしよ神まひさるその神の始れま  
へるよとをいふ自らよと傳ひまうけ二神の如きは同く  
神といふ名は可るれとも神聖人のたをいふはあはれび  
こころもかかの人神といふも神といふ申うも二神の  
可き神といふ人なる神なりをよ神二神他  
つよあそ神たをいふはあはれざるをよ人の他するといふ云  
らうとて神をいふ人するも人のさるべきとせられどもそ

れもその本をいふればは神神神神なりあるものな  
れは極道の原をいふとももなる神の志をいふされがかの  
聖人の他するよと本をいふは福神のんよとをいふは  
其の根がはみま神の可きとせられどもその申はあはれよ  
人のさるべき原をいふともいひ同するんえぬ志とをいふ  
るといふなり

又神聖海をサよめあつみて今も還る程と奇  
きことなるも人なりもその神福津日神とす  
こころと神をいふはあはれなりかつても  
実なること神の志をいふはあはれなり

蒼空海々めき者も神くはりきつてはること何と疑  
はむこれ又そのもとハ福は神の出たるがごとく空海のほとき  
神の世に出してはりしきつてはりし人のそのむもこ  
る福神の志るがごとく

又記 欽明卷廿七葉 十四年 一 畧夏五月河内國言ス

泉郡常流海中有梵音西辰耶音若雷田聲光

彩晃曜如日色 一 是日溝邊直入海杲見

樟木浮海玲瓏遂取而獻 天皇命畫工造佛

像二軀 一

け樟の木も神木げと思はるゝと佛ありし造るを  
るハ梵音ありたるべしされと國の神の

たつてもあられをさるべきふこと

蒼福神のありび思ふときハ天照大御神の御力  
ももるがごとくありあ神のしつとちきり何と疑ふ

寛政二戌年三月之日字年

同年六月十七日字年

同年同月廿四日字年

同三年六月七日字年

栗田真女官

森直里

村松春枝

先光清賢





